

平成 21 年 1 月 28 日

各 位

会社名	キヤノン株式会社
代表者名	代表取締役会長 御手洗 富士夫
コード番号	7751
上場取引所(所属部)	東京、大阪、名古屋(以上第一部) 福岡、札幌
問合せ先	常務取締役経理本部長 大澤 正宏 (TEL.03-3758-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 108 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 株券電子化を機に、当社の株式に関する手数料を無料化しました。これに伴い、現行定款第 11 条につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 27 日（予定）

以上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式については株券を発行しない。ただし、当社が株主のために必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>③ <u>当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 前条第3項に規定する单元未満株式の売り渡しを請求する権利</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削る)</p> <p>② 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 前条第2項に規定する单元未満株式の売り渡しを請求する権利</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>9</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 <u>12</u> 条 ～ 第 <u>37</u> 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 <u>11</u> 条 ～ 第 <u>36</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 21 年 1 月 6 日から起算して 1 年を経過した時をもって削除するものとする。</u></p>

以上